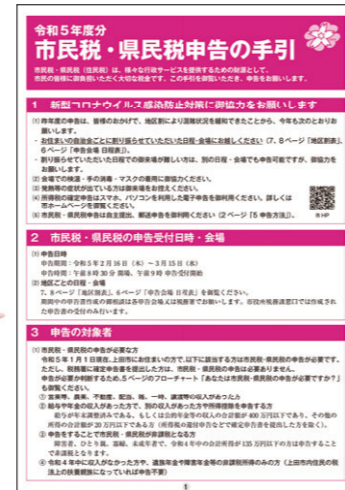


# 税の申告がはじまります

市会場での申告は  
手引に掲載された期日・会場で！



自治会経由(1月16日付)で配布される「令和5年度分 市民税・県民税申告の手引」に、お住まいの自治会ごとの期日・会場を掲載しますので、ご確認のうえお越しください。市ホームページでも確認できます。新型コロナウイルス対策のため、今年も会場の混雑緩和にご協力をお願いします。



## 申告期間

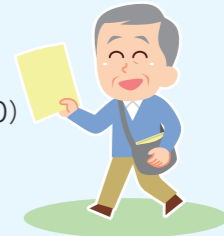
2月16日(木)～3月15日(水)  
9:00～(開場 8:30)  
※土日祝日を除く



☎ 税務課 23-5115

## 上田税務署での確定申告

- 期間** 2月1日(水)～3月15日(水) 9:00～16:00(開場 8:30)  
※土日祝日を除く
- 場所** 上田税務署 別館会議室(中央西2-6-22)
- 持ち物** 源泉徴収票の原本など、スマートフォン(お持ちの方のみ)
- その他** 入場には、**当日配布**または**国税庁LINE公式アカウント**から事前に取得した**入場整理券**が必要です。



国税庁LINE  
公式アカウント

☎ 上田税務署 22-1234

## マイナンバーカード申請のお手伝いを実施中！

手ぶらでOK！  
写真撮影無料！

市役所や市内の商業施設などで顔写真を撮影し、申請のお手伝いを実施しています。実施日時や会場などの詳細は市ホームページをご覧ください。なお、既にマイナンバーカードを申請済みで交付通知書(はがき)が届いている方はお早めに受け取りにお越しください。



市ホームページ

マイナポイント第2弾の対象となる、マイナンバーカードの申請期限が  
**令和5年2月末まで延長**となりました。

☎ 市民課 21-0210

確定申告がスマートフォンでできるって  
知っていますか？

確定申告はスマホ申告が便利です。

マイナンバーカードがあればさらに便利！

申告会場に行かなくてもいいので、感染防止対策にもなります。



## スマホ申告にチャレンジ！

スマホ申告は毎年改良され使いやすくなっています。今年はスマホ申告にチャレンジしてみたいかご検討ください。国税庁の確定申告書等作成コーナーにアクセスし、画面の案内にしたがって入力していき、提出方法を選択します。マイナンバーカードがなくても右ページ②の書面方式を選べば、申告書の作成までスマートフォンでできます。

まずは

スマートフォンで申告書を作成してみましょう！



確定申告書等  
作成コーナー

## 提出方法① マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとカードを読み取れるスマートフォンをお持ちの方は、マイナポータル連携を利用して、ご自分の所得・控除を自動入力できます。



マイナンバーカード



マイナンバーカード  
読み取り対応の  
スマートフォン

### 自動入力できる所得・控除

医療費、ふるさと納税、公的年金などの源泉徴収票、国民年金保険料、生命保険、地震保険、株式の特定口座、住宅ローン控除など。今後は給与所得の源泉徴収票などにも拡大予定。

## 提出方法② 書面方式

スマートフォンさえあれば所得や控除を入力することで書面方式で申告書を作成できます。自宅やコンビニで印刷ができる方は、印刷した申告書を税務署に郵送すれば申告完了です。スマートフォンから印刷する方法については市ホームページをご覧ください。

詳しい方法は、  
市ホームページ「確定申告はスマホ申告が便利！」をご覧ください ▶



確定申告は  
スマホ申告が便利！

☎ 上田税務署 22-1234 ☎ 税務課 23-5115